○外務省告示第三十二号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成三十年二月十三日

外務大臣　河野　太郎

記

アメリカ合衆国大使館周辺地域	
期間	平成三十年二月二十四日から平成三十一年二月二十三日まで
地域	東京都港区赤坂一丁目（二番から四番まで及び十五番から二十三番まで）、赤坂二丁目（一番から十二番まで及び八番）、虎ノ門二丁目、虎ノ門三丁目（一番から七番まで）、虎ノ門四丁目（一番及び二番）、六本木一丁目（一番から三番まで及び十番） 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれら道路の区間に接する交差点

○外務省告示第三十三号

平成二十九年七月二十五日にブラジリアで、円借款の供与に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の平成二十一年七月十四日付けの交換公文に従ってサンタ・カタリーナ州上下水道会社に供与されることになったサンタ・カタリーナ州沿岸部衛生改善計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がサンタ・カタリーナ州上下水道会社と独立行政法人国際協力機構との間の合意により、平成三十三年六月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、ブラジル連邦共和国政府との間に行われた。

平成三十年二月十三日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第三十四号

平成三十年一月二十四日にニューデリーで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がインド政府との間に行われた。

平成三十年二月十三日

外務大臣　河野　太郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインド政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　四百五十億円（四五、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ベンガルール上下水道整備計画（フェーズ3）（第一期）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インド政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、インド政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、計画の下水に係る部分については年一・三パーセント、計画の他の部分については年一・五パーセントとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十一年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、インドの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　インド政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（特に、国際競争入札の手続であって、当該手続が適用できないか又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべきものを定める。）に従って調達されることを確保する。

5　インド政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してインドにおいてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためインドへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7(1)　インド政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してインドにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　インド政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が生産物若しくは役務又はそれらの輸入、製造、調達若しくは供給に関連してインドにおいて課されるいかなる租税の支払にも使用されないこと。

(b)　請負業者又はコンサルタントが支払う個人所得税又は法人税を除くいかなる税も、実際の調達手続において容易に判別することができる税（主要な請負業者又はコンサルタントとインドの実施機関との間の直接の取引により計画に供給される最終の生産物又は役務に関して課される税を含む。）である場合には、インドの実施機関によって支払われること。

8　インド政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びインドの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　インド政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインド政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十八年一月二十四日にニューデリーで

インド駐在

日本国特命全権大使　平松賢司

インド財務省

経済局局長　Ｓ・セルヴァクマール閣下

（インド側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインド政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十八年一月二十四日にニューデリーで

インド財務省

経済局局長　Ｓ・セルヴァクマール

インド駐在

日本国特命全権大使　平松賢司閣下